

# 事務所コラム

2019年11月25日(月)

〒133-0052 東京都江戸川区東小岩 6-21-3

東京RS税理士法人

TEL 03-5612-1821 FAX 03-5612-1822

Email [reiko@ebihara-tax.jp](mailto:reiko@ebihara-tax.jp)

## マイ・タイムラインと 中小企業防災・減災投資促進税制

### マイ・タイムラインって何？

最近、地方自治体等が積極的にオススメしているのが住民の自主的な「マイ・タイムライン」の策定です。

マイ・タイムラインとは、風水害・土砂災害等の際の避難を促すためのもので、①ハザードマップを見て、自分の住んでいる場所で想定される災害を把握する、②防災気象情報をどこから・どんな方法で入手すればいいのか把握する、③避難に関する情報や気象に関する情報の度合いによって、どんな行動を取るのか書き込む、といった作成工程になります。

最近では会社で災害が発生した場合の行動について、手順書等を作っている企業も多いでしょう。要はその個人版です。共働きの家庭や、学校等への外出などで家族がばらばらの時にも「ウチはこういう状態ならばこんな行動を取ろう」と、一度作成しておけば慌てずに行動できるはずですから、是非一度マイ・タイムラインの策定を行ってみてください。

### 中小企業にも災害への事前対策を

平成31年度税制改正において、中小企業が行う災害への事前対策を強化するために、

防災・減災設備を取得した場合に、20%の特別償却を認める新しい制度ができました。

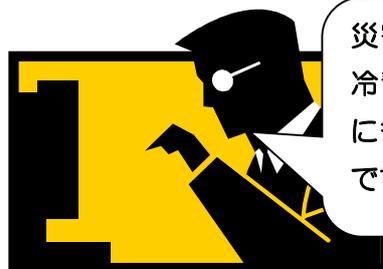
機械装置(100万円以上)、器具・備品(30万円以上)、建物附属設備(60万円以上)の中で、災害への事前対策を強化するために取得する防災・減災設備が対象となります。

例えば、災害への備えとして設置する自家発電機や排水ポンプ、データバックアップシステムや衛星電話、貯水タンクや排煙設備等が対象になります。

### 計画の認定が必要となります

特別償却を受けるためには、経済産業大臣に、事業継続力強化計画を申請し、認定を受けることが必要になります。

なお、この制度を利用できるのは青色申告書を提出する中小企業等ですが、前3事業年度の平均所得金額が15億円を超える事業年度である場合は、適用除外事業者となり、制度が利用できませんのでご注意ください。



災害が起こった際に  
冷静に行動するため  
にも、事前対策は重要  
です。